平成27年度第2回　大阪府青少年健全育成審議会特別部会　議事概要

■日　時　　平成28年1月26日（火）午後４時～６時

■場　所　　大阪府政策企画部青少年・地域安全室内　審議会室

■出席者　　角野委員、草島委員、園田委員、竹内委員（部会長）、手取委員、水嶋委員、矢橋委員

（五十音順）

■内　容

事務局　　ただいまから、平成２７年度第２回大阪府青少年健全育成審議会特別部会を開催させていただきます。委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

　　本日、ご出席の委員は８名中７名の出席をいただいておりますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

本日の配布資料については、次第、審議会規則、審議会特別部会委員名簿、配席表、資料１及び資料２－１、２－２をお配りさせて頂いております。本日の出席の委員の皆様のご紹介は時間の都合上、お手元にお配りしております委員名簿および配席表で替えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは議事を進行して参りたいと存じますが、この後の進行につきましては竹内部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

部会長　　よろしくお願いいたします。前回は、皆様のご意見を聞いて私も強い刺激を受けまして、大阪の子どもたちのために何ができるのか、日々考えております。（画面を見て）これは、１月２３日に登別であった事件です。青年がアルバイト先の洗い場に入りました。2013年頃、若者が冷蔵庫に入った写真をネットにあげたりすることが社会問題になりました。大きく報道され、学校でも対策にかなり力を入れたため、「さすがにもうないだろう」と思っていたのですが、またありました。2013年当時、まだ幼くて、当時の報道を真剣に聞いていなかったのかもしれません。繰り返し啓発しないといけないと再認識しました。北海道の先生方も一生懸命対策してきたと思いますが、高校名も名前もネットで出てしまっているので、この子はこれから大変だろうと思います。

さて、１２月の大阪スマホサミットでは、子どもたちの本音が聞けました。例えばある生徒は「少額の課金であれば、明細を細かくは見ないので親は気づかない」と言いました。子どもたちの本音です。私はこういうことについて、新聞に書きました。これは今朝の毎日新聞です。月１回連載して書いているのですが、ここに「３ＤＳ等の携帯ゲーム機で、小学生がイコカ等の交通系アプリで課金していること」を書きました。私たち大人は、交通系アプリを使っても明細をあまり詳しくは見ません。そのあたりを子どもたちはよく知っていて、「2・3千円くらいだと親にばれない」というのです。いろいろな場所で話しているのですが、知っている人はほとんどいません。私のゼミ生も知りませんでした。小学生の方が進んでいます。任天堂のホームページで調べてみると、３ＤＳ等では2014年12月から課金できるそうです。任天堂はそのあたり、充分配慮していて、ペアレンタルコントロール等をするとそういう機能を使えなくすることができるそうですが、私は知りませんでした。私たち大人も勉強しないといけないし、知らないといけないと思いました。

次に、「大阪スマホ宣言」についてです。今年も生徒諸君は「スマホ宣言」を考えましたが、一つ目の時間について考えていたときのことを紹介します。標語は「もう少し、ほんとにそれはもう少し？」に決定しかけたのですが、ある中学生が「具体的な時間、目安がほしい」と言いました。他のメンバーたちも納得し、話し合い、最終的には「11時には終わりましょう。小学生9時、中学生は10時が目安です」と付け足すことになりました。子どもたち自身が、「目安が欲しい」と言ったのには驚きました。自分たちで自分たちの首を絞めかねない発言でしたが、一番強く言ったのは事件のあった寝屋川の子どもたちでした。「もう2度と仲間に死んでほしくない」という気持ちは重いです。寝屋川の事件はスマホの事件ではないです。しかし、せめて事件から私たちは何かを学ばなければなりません。

それでは、はじめにスマホサミットの報告をお願いします。

＜スマホサミットの記録映像を鑑賞＞

部会長　　子どもたちからは宿題をもらった感じです。「私たちは私たちで考えたので、大人のみんなも何かしてほしい」みたいなことを言っていたのが印象的でした。少しでも何かができて大阪から全国のモデルになるようなことができればと思います。

では、大阪スマホサミットについてご質問・ご意見があればお願いします。

委員　　　この記録映像はどこで見ることができるのですか。

事務局　　近々、青少年課のホームページに掲載する予定です。

委員　　　私のフェイスブックで広めてもよいですよ。

事務局　　この事業冊子の後ろにDVDを付けて府内のすべての小学校・中学校・高校などに私学を含めて、配付する予定です。

部会長　　去年、この冊子はNHKで使われたのですね。

事務局　　NHKの放送大学で使われました。文部科学省でも発表します。

部会長　　この冊子は、使っていただいているところにはとても好評で、とても役に立つという声を聞いています。

　　　　　今年度は特に子どもたちが自分でビデオを作り、出演もしていますので、リアルで面白くなっていますね。この件は、よろしいでしょうか。

部会長　　それでは、一つ目の議題であります「ネット社会における青少年の保護のあり方」に移らせていただきます。

　　　　　ネット社会における青少年保護のあり方の検討課題について事務局から説明をお願いします。

事務局　　資料１について説明させていただきます。

　　　　　資料１については、前回の特別部会で「こども・保護者」、「法整備・事業者」、「見守り・相談体制」、「その他」の４つの区分に整理されましたので、その区分ごとに各委員の意見をまとめました。「子ども・保護者」の問題点としては、インターネットの適切な利用に関する知識・技能が未熟、犯罪・トラブルへの巻き込み、ネット依存、ネットいじめ、コミュニケーション・トラブルなどです。その有効な対策として、学校における教育・啓発の推進、犯罪防止教室の活用、コミュニケーション・トレーニング、それから、テレビCMや情報番組で取り上げて周知に努めていってはどうかなどの意見がありました。

　　　　　課題として、学校教育で基礎的な法的ルールを教えることができるか、学校と警察との連絡体制、教材の整備、広報費用の捻出などがありました。それから、前回の特別部会では、学校の教員の気持ちや考えを高めていくことが必要である、また、日本の学校は教科指導だけでなく、生活指導もしているので学校の果たす役割が大きいのではないか。さらに「使わすな」というスマホのネガティブなことばかりではなく、賢く使うことこそが大事である。小学校３年生ぐらいから、子どもと保護者を対象とした教材を用意し、啓発することが急務である。地道な啓発が必要であるといった議論がなされました。

　　　　　次に「法整備・事業者」の問題点としては、フィルタリングの有用性と限界について話があり、その有効な対策としては、フィルタリング設定について事業者が、販売現場での推奨は引き続き強化していくこと、それから法的な規制ではフィルタリングだけでなく、深夜のLINE使用を規制する条例はできないのか、使用時間を制限することはできないのかといった意見がありました。また、課題としては、利用者及び保護者の関心が相対的に低いことや各家庭における方針の違いなどの意見がありました。また、前回の特別部会では、有害情報から子どもを守るためにはやはりフィルタリングが必要である、ただ携帯電話の販売店からは、フィルタリングの利用は保護者に委ねられており、最も有効であり、限界があること、また、低年齢から啓発し、広げていくのがよいのではないかといった議論がなされました。

　　　　　「見守り・相談体制」では、問題点として、子どもをネットから守るという意識が希薄しているということ、その有効な対策として、PTAなどを対象に親学の講座を開き、啓発活動や見守り活動を行うこと、家庭や学校でのルールづくりについて、相談できる場や相談相手が必要だなど。また、課題として、啓発を目的とした講習会的なものを企画実施してもすべての保護者の参加が期待できず、配布物をもって啓発を行っても保護者全員に行き渡らないといった意見がありました。前回の特別部会では、府立高校では、入学時に「高校生活支援カードを配っており、そのカードにスマホに関する項目を追加するなど、発達段階に応じて「見える化」して発信すること、親子のルールづくりのサンプルがないことが問題であり、親子でのルールづくりとその方法、リーフレットを提供していくこと、教材など親をサポートするツールが必要である、それから子どもが学校で聞いてきたことを家に帰り親に教えることは良いことではないか、子どもや保護者、教員などが相談できる専門家が必要であるといった議論がなされました。最後に、その他としては、府教委が行っているこころの再生府民運動を活用するといった意見がありました。資料1については以上です。

部会長　　今後の課題として抜け落ちている部分はございませんか。子どもたちのこれからを考えていくうえで、このまとめていただいている内容以外で、このあたりが重要ではないかといったそのあたりの意見はありませんでしょうか。

部会長　　前回、かなり議論があったので、概ねこの内容で良いのかなと思いますが。それではこの範囲内で絞りこんでいくということで進めていきます。全部はできませんので、今回は、どういうことを提言していくべきかというところをこの後、議論していきたいと考えております。

部会長　　「法整備・事業者」について、前回、フィルタリングの有用性と限界について議論しました。現在いろいろな方向性があると思いますが、事務局でそのあたりの説明をお願いします。

事務局　　今月19日の朝日新聞朝刊に掲載された記事です。これは兵庫県で、青少年愛護条例を子どもをスマホ依存から脱するために改正するというもので、内容は、学校、県民、事業者、保護者等を含むすべての人々がそれぞれの立場から青少年のインターネットの利用に関する基準、利用時間や利用方法をつくることについて支援に努めることを義務づけるものとなっており、罰則規定はありません。兵庫県に確認したところ、最初は青少年の夜間のネット利用を制限したいという内容だったのですが、それは無理があるということで、青少年のネット利用に関する「基準づくり」の支援について努力義務を明記することとなったとのことです。そのことによって、保護者をはじめとする県民に意識づけを行って、友達、親子の間でルールづくりを広げていく後押しにしたいというものです。こうした条例見直しの点についてもあわせて委員の皆様からご意見をいただきたく、ご紹介・報告させていただきました。

部会長　　いかがでしょうか。

委員　　兵庫県の条例化の動きを聞きましてびっくりしました。どういう点でびっくりしたのかと言いいますと、このようなことで立法化という作業が進められてもいいのかどうかという点です。立法とは何かという根本的なことについて疑問を感じております。大阪府がこういう方向にいくならば反対しないといけないと思っています。

　　　　　最近、法律学の分野で、立法学という学問があって、最近とくに犯罪の重罰化をはじめいろんな問題であらためて脚光を浴びています。立法とはそもそもどうあるべきかという議論が、いろんなところでなされています。立法とはなにかというと簡単にいえば立法者が社会はかくあるべきとか、あるいは国の姿がこうあるべきだという理想とか願望を実現する手段でありまして、具体的にはいろんな条文の中にこれをしてはいけないとか、こうすべきであるとか、禁止とか命令の文言を散りばめて条文の体系をつくっていく作業であり、これが立法です。最近の傾向は法律的な事項に関わるとは言い難いようないわゆる宣言的規定が多くみられます。例えば、何々基本法とか、何々推進法とかそのような名前がついた立法がかなり多い。条例でも同じことでこれを立法のインフレといわれており、ある意味法律の粗製濫造であるといわれている。こういう傾向については、二つのとらえ方があって、一つは立法の「民意応答性」、国民の要求を吸い上げて迅速にそれを法律化する。「立法の民主化」の促進の観点からこういう動きを積極的に評価する立場もあります。逆に情緒的な法律の作り方を進めていくと大衆の感情的なあるいは偏見そういうものを利用することによって無益でかつ有害な立法を量産させることになります。いわゆるポピュリズム（大衆迎合主義）として批判する立場もある。もちろん法律の内容によって評価は違ってくるのですが、こういうことについて十分な議論をしないまま感情的な内容を含んだ法律や宣言的な法律が増えていくと、結局は「法に対する信頼性」や「遵法精神」、「個人や家庭などの自律性」、あるいはひいては、道徳や習慣、倫理などの人々に対する拘束力、規範力に影響を与える重要な問題だと思います。

　　　　　妥当な立法というのはどういうものなのかということを考える手がかりですが、まず第1は法律事項なのかどうか、つまり立法というのは、できることとできないことがある。これは周知のことですが、立法者は、何らかの価値を実現するために法律をつくるわけですから、価値の問題にコミットせざるを得ないが、そこには自ずと限界がある。特に、基本的に個人の価値観にゆだねられるような事項については、個人の人生観や世界観を他者が決定することはできない以上、国家はできるだけ中立的に振る舞うべきであり、国家がそれに介入できるのは、たとえ訓示的な形であっても重要な公共の利害に関わる事項に限定されるべきであると思います。これは１８世紀・１９世紀からいわれている近代法の基本原理、「法と道徳の峻別」ということの基本原則です。プライベートな問題にもかかわらず被害者や青少年の保護のために国家の介入が許される領域があるとすれば、それは基本的に暴力や人権侵害など公序に触れるような問題、例えば具体的には児童虐待やDV、ストーキング、リベンジポルノの問題などに限定されるべきであると思います。

　　　　　被害者や青少年の保護のためであるといえば、何でも立法をつくることが許されるわけではなくて、大事なのは家族や教育機関等の自律等への配慮が求められるだろうと思います。確かに、現在一般的にいわれているのは家族の機能の低下など家族をめぐる最近の問題状況からすれば、本来家族内で処理されるべき問題に国家がある程度かかわっていく必要性は否定できないだろうと思います。しかしこういう問題は社会の多様性や将来の家族・社会のあり方にも関わってくるものだけに慎重な議論と冷静な対応が求められるだろうと思います。

　　　　　それから２番目の立法の妥当性を考える手がかりとしましては、立法事実ということがよくいわれます。立法事実は1960年代くらいから言われだした考え方で比較的新しい考え方ですが、思いつきとか世論に対して無条件に反射する、反論するとか、感情などではなくて、根拠に基づいた立法であることが立法の「質」を高めるといわれています。立法事実は、立法の基礎を形成し、その必要性や合理性を支える社会的・経済的・政治的な事実であり、立法の際にはその存在の検討が必要不可欠になる。そこではこういう立法をすれば、将来こうなるだろう、こういうことが予測されるということが、立法の効果や影響などを含めて、できるだけ客観的なデータに基づいた因果的な思考によって検討が行われることが必要だろうと思います。このような検討を欠く立法事実というのは法的な適格性を欠くだけではなく、法的正当性も疑われることになりかねないと思います。

　　　　　それから３番目には実効性です。実効性をもたないか、実効性の薄い法律は、そもそも法的適格性において問題となります。実効性とは何かといいますと、先ほど説明しましたが、立法者というのは、条文のなかに禁止や命令など命題を散りばめて法律をつくるわけですが、禁止とか命令は効果があるのかどうかという問題になってきます。実効性は内容的側面と実現可能性という二つの側面から問題になります。

　　　　　第一に、社会一般の人々の現実的な要求や法感情とかい離した法律は、どんなに理想的な内容のものであっても「生きた法」として存在できず、逆に社会的な混乱や弊害を招きかねないと思います。つまり観念的・理想的な目標に走りすぎてはいないかどうか、そういう理想を社会が受け入れることができるかどうか、そのような検討を十分に行う必要があると思います。

　　　　　第二に、法が理想とするところのものを実現することが難しい立法は、立法者の単なる願望であって、そういう法律をつくっていくということについては一般の人々の遵法精神の低下を導く危険性があります。一般には、理念的な規定は法の前文、例えば憲法の前文のような場所とか、法律でも法の目的規定、通常は第1条に目的規定がありますが、目的規定や理念規定などに留まるべきであり、情緒的な表現が個々の条文の中に盛り込まれるということについては、基本的に避けるべきであろうと思います。つまり法的効果と全く結びつかないような規定であっても、他の規定に実体的な影響を与え、法律全体の性格まで変えかねないような重大な効果がありますから慎重に議論すべきだろうと思います。

　　　　　兵庫県の愛護条例のなかにルールづくりをしましょうといった条文を入れることによって愛護条例そのものの本来もっている性格も変わってくる可能性があるのではないかと思います。

　　　　　ですから大阪で健全育成条例をこのように法整備を行うことについては危険であり、条例自体の性格を変えかねないような効果があるのではないかと思います。

部会長　　条例ではないということですね。

委員　　　条例の規定事項とはなりにくい、なじまないということです。

部会長　　条例でないところでやって行かないといけないということですね。皆さんその方向でよろしいですか。その方向で議論していきたいと思います。

部会長　　条例について検討している部分があるのですね。

事務局　　資料２の１をご覧ください。青少年健全育成条例の点検・検証について、前回委員からいただいた意見は右端の欄の各委員からの意見等にまとめて記載しております。条例自体は第５４条まであるのですが、今回のテーマがネット社会における青少年の保護のあり方ということから、第２８条から第３１条に該当する部分について府の取組実績とそれに対する各委員からの意見を受けて、今後どのように進めていくのか、改正すべきなのか、強化すべきなのか、違う意味でもっと進めていくべきなのかなどについてご議論いただきたいと思います。

第２８条は、携帯電話事業者への規制でフィルタリングを説明してくださいといった内容です。第２９条は携帯店舗です。実効性を確保するために違反していると認められる場合は、勧告したり公表したりできるという規定になっています。この二つについて、委員からの意見としましては２４年度のフィルタリング調査では４１．７％の調査結果でしたが、この数値が高いのか低いのかわからないという意見がありました。右矢印以降は事務局の見解で２４年度はガラケーが主流でスマホは普及していなかったようです。また、ガラケーは回線自体にフィルタリングをかけられるが、スマホは無線LAN等にもかける必要があります。現在とは条件が違うことを記載しております。また、フィルタリングは絶対必要であるが、店頭での取組みやアプリには限界があり、保護者や家族での話し合いが大事であるとか、子ども、親同士が一緒に考えることが大切であるといった意見がありました。続きまして第３０条は携帯事業者への必要な調査です。立入調査を含めて、先程の部分とかぶりますが、フィルタリングのアンケートも実施するとなっています。前回は２４年度の数値だったのですが、現在店舗の協力をお願いしてアンケート調査を実施しておりまして、集計中です。次の部会では調査結果を報告できると思います。委員からは、店頭の立入調査は大切だが、親の認識が低いのが問題である。啓発をしっかりとやってほしいという意見がありました。最後に第３１条です。ネット利用に関する教育及び啓発活動の推進で、青少年がインターネット上の有害情報によって被害者や加害者にならないための教育や啓発活動を推進するように努めなければならないと規定しております。

委員からは、研修を実施しても本当に来てほしい人が来ない。啓発の仕方を考える必要がある。また、少年犯罪発生の直接的な原因が何なのか整理する必要がある。これはスマホだけではないよねという意味合いを含めてです。最後に事業者はフィルタリングや啓発活動は対処すべきであるが、スマホ自体が悪い又はフィルタリングさえかければ問題がなくなるという短絡的な方向で議論される傾向もあるとのことでした。全体的な意見としましては、条例改正で対処するのではなく、むしろこれまでの取組を継続しつつ保護者や家族、子どもたち自身で考えながら話し合っていくような形での啓発が必要ではないかという意見が大半であったと思います。現時点での第２８条から第３１条の改正の必要性についてもご議論をお願いしたいと思います。

２枚目の資料２－２につきましては、他の条項になっていまして、今回のテーマとは外れていますので、来年度以降、議論していただくにあたっての論点をまとめております。事務局からは以上です。

部会長　　現行の第２８条から第３１条を改正する必要が現在あるのかどうかということですが、このあたりについてご質問・ご意見はありませんか。

部会長　　２４年度の調査ではフィルタリングは４１．７％だったのですね。今年度は今、調査をやっているのですね。

事務局　　現在、集計中です。まだ結果は出ていません。

部会長　　フィルタリング率は上げていかないといけないです。店頭では絶対必要だと思います。青少年課で覆面調査はできないのですね。

部会長　　何年か前に警察ではやってもらったことがあったのですが。条例改正の必要の有無についてどうでしょうか。

部会長　　私は網羅されていて良いのかなと思いますが。

委員　　　改正するとなると、どんな感じになるのでしょうか。兵庫県みたいな感じになるのでしょうか。

委員　　　すでに網羅的にしていただいていますので、これでよいと思います。

部会長　　今の条例のなかでやれることを考えていくということですが、このあたりについては、特によろしいでしょうか。

部会長　　網羅的にやっていただいていますのでこの範囲内でやっていこうということで、現段階では条例の改正等の必要はないというのがこの部会での結論です。また、資料２－２については、今後検討していくということとします。

部会長　　フィルタリングについては、事業者の意識も必要だと思いますので協力的な感じで事業者の皆さんに頑張っていただいていますが、事業者におけるフィルタリングの全国的な取組み状況はどうですか。

委員　　　もちろん店頭での徹底については、沢山ショップもありますし、従業員も多く、一人一人にいかにして徹底していくか、ということですので、もうどっかで終わりというような取組ではないと思っています。各社とも様々な研修などの機会に、きちんとフィルタリングの説明や推奨をし、あるいはシステム的に、親御さんがきちんと管理するからいりませんと御申告された、というところにチェックを入れないとそこから先の契約事務がシステム的に進まないようなしくみを作るといった、様々な取り組みをやっています。しかしながら一部の販売店においては、このようなことが販売員に徹底していなくて、ここにもありますように立入調査等で若干不完全ですよといったご指摘を受ける場合もありますが、概ねそのあたりは引き続き努力をしてゆけば良いのかなという感じはしています。

　　　　　今は、それと併せて事業者としては、ルールづくりをお願いしたいと思っています。２月１日から開始されますインターネットに関する春の一斉行動、ちょうどこの時期に２月・３月に受験も終わって、あるいは中学・高校に入ることもあって携帯電話を買われるお客様が多いということもありまして総務省、文部科学省や内閣府を中心に一斉にそうした取組みの活動をやっておりますのでそこにおいても事業者としてポスター等をつくりまして、店頭にそれを貼って家族でのルールづくりや、フィルタリングをきちんとつけましょうということをアピールしていくことを考えています。今後も引き続きそれに関する活動は継続していきたいと思います。

部会長　　結局、ルールづくりと店頭ベースでの水際作戦の両面で取り組んでいくということですね。

　　　　そのあたりについて、みなさんご意見はございませんか。

委員　　　フィルタリングは有効だと思いますが、実際にどのようなサイトがブロックされるのか保護者の方もあまり知らないのではないのでしょうか。

部会長　　そのあたりの啓発がもっとあれば良いのですが。

委員　　　大きく言いますとフィルタリング会社がそれぞれのサイトをカテゴリー分類しているのを、例えば、残虐や薬物などといったカテゴリーでブロックしています。必ずしも１００％カバーできているのかといえば、例えば、先日竹内先生がお話されていましたISの処刑の場面ですが、すぐにそれらをすべてブロックすることはなかなか難しいです。そのあたりは課題としてはどうしても残らざるをえない。

部会長　　新しいサイトが沢山出てきて、すぐにはブロックできないのが現状です。

委員　　　映画ですと映倫のようなところがせいぜい年間何千本ぐらいかと思われますので、それぞれシロクロつけるなりして１８歳未満の規制はできると思うのですが、コンテンツやアプリケーションの場合は短期間に何万、何十万と増殖していくのでなかなかそこのあたりは難しいと思います。

部会長　　新しいものに対しては弱いのですね。ただ、エロサイトなど古典的なものはブロックできる可能性が高いのですね。ただ、精度も高くなってきているのでフィルタリングは有効だと思います。

委員　　　例えば、高額な課金を要求されるような詐欺的なサイトについ入ってしまうこともありますので、そういう観点でも青少年がフィルタリングをかけることは必要なことだと思います。それでも自分は大丈夫だということであれば、それはそれで良いと思いますが。

委員　　　学校のなかでもフィルタリングはかけているのですね。逆にそれが不便になっているのです。それ以上踏み込めないことになっているのです。学校はそれでよいと思うのですが、プライベートでは、不便だと思ったら親はすぐフィルタリングを解除してしまうのですね。ただフィルタリングをしておけば、何かあったときに助けられるという裏付けがあればよいのですが。

委員　　　何が良くて何が悪いのか、という線引きが難しい場合も多く、例えば、固定のインターネットでもノーマルなショッピングサイトでクリックしても「ビックリマーク」が出てきてアクセスできない場合に「コントロールキー」と「エンターキー」を押すとサイトに入っていけたりします。利用者や目的によって、ある種オーバーブロックになっている部分もある一方で、抜け道もあるのが実態だと思います。

部会長　　見たいサイトがあれば、カスタマイズすれば簡単に見ることができるはずなのに、私たちにはその簡単なことが難しいです。

委員　　　フィルタリングのユーザーインターフェイスをどのように高めていくのかというのもポイントかと思います。

委員　　　フィルタリングの場合、映倫でしたら、R12やR15、R18などきめ細かいですよね。ネットのフィルタリングの場合はどうなのでしょうか。エロサイトとかは一網打尽にブロックしてしまうとか。

委員　　　そういう切り口での制限は携帯電話事業者も学齢別に提供していますし、OS事業者で、たぶんアップルだったと思いますがアプリに年齢別のフィルタリングがかけられるのですね。アンダー15とか。

委員　　　アンダー15とかは誰が決めるのですか。

委員　　　その場合はアップルが決めます。

部会長　　アップルの場合はアップルが決めて、私たち日本で決められないのです。そこが一番の問題だと思います。ここは日本なので、日本の子どもたちに何を見せて良いか、悪いかをアップルが決めるのは大きな問題だと思います。

委員　　　前は携帯電話事業者のネットワークだけでブロックしていましたので、事業者がシロクロを決めることができましたが、スマホについてはOS事業者をはじめとする、いろんなプレイヤーがスマホになって出てきたこともあって、なかなか事業者だけでは解決できない問題だと思います。

部会長　　アップルはフィルタリング対応ではなくてレイティングですね。

委員　　　アプリをレイティングで設定するとブロックされます。

委員　　　今のところ親が子どもの使用に関してある程度制限をかけられますが、おそらくほとんどの親はフィルタリングをしていないと思います。

部会長　　それは危険ですよね。

委員　　　公権力がそこに介入するといろんな問題が出てくるから、私は好ましくないと思います。

私は実は一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA：青少年の保護と健全な育成を目的として、Webサイト及びアプリケーションの運用管理体制の審査・認定及び啓発・教育活動を行う第三者機関）に関与しているのですが、そのような組織をもっとつくるべきではないかと思っています。EMAに申請してEMAにレイティングを受けて評価を決めてもらう。EMAのような組織にレイティングを申請していないところはすべてブロックしてしまう。

これは大阪府だけの問題ではなく国全体の問題ですから第三者の民間機関や機構をつくってそこが評価していく。とにかく評価を受けなければブロックしてしまう。それぐらいの強いことをしないとフィルタリングは有効に機能しないと思います。

部会長　　警察ではそのあたりはどうですか。フィルタリングには関与できないのですか。

府警本部　技術的な話には関与はできない。できたものについて啓発することはできる。

部会長　　フィルタリングについて、ご意見などありませんか。非常に重要な側面だと思います。法規制と教育と。学校現場でのフィルタリングはどうですか。

委員　　　利用率の問題が大きいだろうと思います。学校によっても違うと思いますが、私の大学の学生にフィルタリングをかけているかどうか聞いたのですが、今２回生の学生は４０人中ひとりだけでした。今年の１回生の学生に聞いたら誰もしていないとのことでした。親は誰も関与していない。でも皆スマホは持っているのです。そういう状況なので、法律や条例ではなくて教育の問題だと思います。意識を高めていくことが必要だと思います。フィルタリングのしくみはわからないけれど、これをやっておけば、こういう系統のところにははまらないよ、ということを学生は知らない。だから高校生・中学生は必要なフィルタリングをきっちりやれているかどうかということです。

　　　　　先ほど親学という話がありましたが、親学という言葉は昔からありましたが、何か事件が起きるとその時々に親学という言葉が出てくるのです。その時に若年の親の虐待がでれば親学が出てくる。だから当然今も親学は必要だろうと思います。

部会長　　親がわかるようなフィルタリングで、中高生がわかるようなフィルタリングのしくみ、これを来年のサミットでやったらよいと思います。教育をするためのフィルタリングのツールが今はないですよね。フィルタリングをかけなさいと言っているだけですよね。私たちもしくみは知らない。

委員　　　フィルタリングは１００％ではないですよね。そこから漏れてくるものが必ず出てくるので、それに遭遇した時にどのように対処するのかと。それは教育や啓発しかないわけです。この間もある人から相談を受けました。偶然、アダルトサイトに入ってしまって、「18歳以上ですか」というボタンを押してしまったらしいのです。すると携帯から「カシャ」という写真が撮られたような音がして、「あなたは契約されました、もし誤って押したのならばここへ連絡してください」というメッセージが届いたとのことでした。そこには、相手方の電話番号とメールアドレスが書いていたので、連絡すると「会員解除できませんでした。１５万円払ってください。」という連絡がメールで来たので、怖くなって私のところに相談に来ました。それについては、私は、ほっときなさい、相手にするなとアドバイスしました。そのメールはブロックしなさいと言いました。

「カシャ」というのは、音だけで、実際のところ写真は撮られていないのです。知らない人は、写真を撮られたと思ってパニックになって、すぐに電話をかけるそうです。

部会長　　このようなケースは警察で相談に乗っていただけるのでしょうか。

府警本部　地元警察署に相談していただければと思います。この前話がありました＃９１１０に電話して

いただければ対応します。

部会長　　＃９１１０（警察の相談窓口）や１８８（消費生活センターの相談窓口）をもっと打ち出していきましょう。

委員　　　そうなると子どもだけの問題ではないですね。

委員　　　もちろんそうです。大人の問題もあります。いかがわしいサイトに接することがあるわけですからその時にどうすべきか、「自分で解決する力」をつけさせる必要がありますね。

部会長　　そういう意味では教育が必要ですね。それでは、子ども・保護者に今後どのようなことをしていけばよいのかご意見をいただきたいと思います。

委員　　　小学校低学年からスマホ等を持っていることから、小さい頃から啓発していくことが大事だと思います。先ほどの実例からも危険性があるということを小さい頃から地道に教えていくことが必要であり、保護者にも危険性は大人にも子どもにもあるということを知ってもらわないといけない。

部会長　　何年生ぐらいから教えていくことが良いのでしょうか。

委員　　　塾通いを始める小学校の３、４年生ぐらいで、できるだけ早いほうがよいと思います。教育の質にもよると思いますね。例えば私立の小学校では、遠方から通っている子もいますのでスマホ等を持っている子が多いです。家庭環境にもよりますけれども大抵の子どもたちは持たされていると思います。

委員　　　前回の時は、道徳が出てくる３年生ぐらいからと言いましたが、今日、たまたまニュースで府教委の教育長が英語を１年生から学校の休憩時間に動画を流すということを聞きました。英語教育で前の教育長が言っていたことを２年前から取り組んでいてその動画ができていると。それをモデル校３００校ぐらいで実施するとのこと。１年生から動画を休み時間に流す取組らしいけど、能力がつくかどうかは別として意識を高めることは有効なことだと思います。それで３年生からできるのかなと。

部会長　　１年生からですか。

委員　　　それはそれなりにその子たちにわかるようなものであればよいと思います。実際に持っている子がいるわけですから。

委員　　　３ＤＳでもWi-Fiでネットが見ることができるのです。スマホがなくてもＤＳでゲームができる子はWi-Fi環境があればネットを見ることができます。

部会長　　ニュー３ＤＳは見ることができないのです。最初にフィルタリングがかかっていて、はずすには料金がかかります。昔のＤＳはフィルタリングがかかっていないので見ることができるのです。２年ぐらい前はまだ見ることができたのです。

委員　　　ただ、きれいごとを言うわけではないですが、もちろんフィルタリングについて話をすることも大事だけれども小学校１年生の子どもは、幼稚園から小学校に上がってきたばかりなのでもっと一般的な人間教育の部分での全体的なモラルを確立することのほうが先ではないでしょうか。

委員　　　大きく情報教育は学校教育で行われており、その中で発達段階に応じて少しずつ入っていくのだろうと思っていて、そういうような教材があるのかどうか。作らないと無理だろうと思います。

委員　　　スマホを契約するときに、「何歳の子が使います」と押したら、まず使用する前にこれだけは勉強しましょう、みたいなものがネット上で教えてもらえるようなソフトが通信機器会社から送られてきて、それに倣ってきちんと使いましょうねと言ってもらえば良いと思います。そこはスキップできないようにしていただいてね。そんなことがあると子どもたちも自然に見るのではないかと思います。小学生用の初期設定ができないみたいな。

部会長　　子どもがそれを見ないと先へ進めないようなイメージですね。

委員　　　それは、大阪府からのメッセージでも良いわけです。

部会長　　そのようなことも将来的に考えていきましょう。全体的な議論からするとできれば小学３年生ぐらいの教材がないので何かつくればどうかということですが。

委員　　　10年後はきっと学校教育でやっていると思います。過去から言うと、あの時はとんでもないと。ところが10年経ったら教育委員会が推奨しているといったことが山ほどあります。おそらく10年後はそこまで行き着いている。何年か経つと当たり前になっている。学校教育が旗を振っている。だから子どもの発達段階はみないとだめだけれど学校教育が、また教員がそれを持ってくるな、論外だという話では数年後はもたない。

部会長　　今はどちらかというと全国の都道府県の教育委員会でも大体そのようです。だけどどこかがやらないといけない。教育委員会も体力的に難しいのかな。小学校３年生からの開発は難しいでしょうね。

府教委　　ネットいじめの関係で被害に遭わないためにどうしたらよいのかということで平成２０年度に対処法プログラムを開発し、時代に合わせて少しずつそれを改訂等しています。

部会長　　その対象は何年生ぐらいですか。

府教委　　小中高向けで幅の広いもので基本的なことをその当時のもので作成しました。そのプログラムは、教員が教材開発するときのヒントとして状況に合わせて活用くださいね。といったモデルの意味もあります。

部会長　　一年かけてモデルみたいなものを子どもたちや先生とつくれたら良いのですが。

委員　　　民間委託が一番早いと思います。民間につくらせれば良いものをつくりますよ。英語教育もそこに作らせていると思いますよ。

部会長　　警視庁ではネットの教材は民間委託で作っているとのことでした。ただ、かなり経費がかかるそうです。今後、民間委託も含めて、小学校１年生も視野に入れながら、現実には３年生が使える教材を開発していく方向があればよいのではないかと今の議論から思います。そんな感じでよろしいでしょうか。

委員　　　ご参考までに、東京都の教育庁としてもスマホの問題は避けて通れないということでＳＮＳ東京ルールをつくって、東京都の小学校・中学校に落とし込んでいきたい。できれば、私立にも普及させたいと伺いました。

部会長　　その東京都の人たちが大阪のサミットを見に来られて、議論をさせていただきました。また子どもから話を聞かれていました。

部会長　　子どもらが考えたのを全体に落とし込んでいくというルールはありますが、ただ、ルールを子どもたちが考えられるでしょうか。民間委託を含めてどうですか。

委員　　　安全教育のエリアの動画は、例えば「いかのおすし」でも幼稚園用があります。地震についても幼稚園用の動画があるそうです。３歳の子が見ています。言葉がわからないとか字が読めないとかそれでは済まないということなのでしょう。大学生にそれを授業で見せるのですが、よくできていると感心していました。私たちもこのように習ってきていると言っていました。民間は、いろんなものを作ってきています。

部会長　　予算に合わせて、民間に委託する方法もありますね。あと保護者に対する支援については、ご意見ありませんか。

部会長　　子どもと一緒に学んでいくといった感じですか。小学校の低学年から学んでいく。

委員　　　一つのアプローチとしては、例えば防犯情報とかを親子向けに流している所もありますよね。そういうところにネットリテラシーの問題などをネットに流し、リンクを貼って動画を見てもらうとか、こういう情報がありますといったことを直接アプローチすることも有効かなと思います。

委員　　　そこから入ってくる情報を手軽に見ることができるので、良いことだと思います。

委員　　　入学の時は効果的でしょうね。気になっているからね。中学生になったらこういう問題に入っていくとか。

部会長　　結構、保護者はネットで探すのでしょうね。ネットの上で何かあればよいのですが。意外とないですね。それこそ民間の事業者がやっている内容の一覧表があってもよいのでしょうね。

委員　　　安心ネットづくり促進協議会でそのようなポータルサイトがあります。本当に探そうと思えば探せると思います。探そうとするところのはじめの一歩が大きいのかも知れませんね。

委員　　　ＰＴＡ新聞などにそのようなものを張り付けて、ＱＲコードから入ってこれ見てくださいねと。その時の導入として「こんな危険な事故が起こりましたからあなたのお子さんもあぶないですよ」といった切り口で学年だよりとか学年のホームページに掲載するとかどうでしょうか。怖い目に遭った人がいることを言わないとみんな動かないのです。例えば、先ほどの話のなかで、警察に問い合わせをしたら、「ほっときなさいと言われた、ほっといてよいのならまたやろか。」となる場合もある。「今回はほっといてもよいが、次回は高額のお金を払うことになる場合もあるよ」。と現場では、結構脅しとかないと深みにはまっていく場合もあります。

部会長　　脅しの教材は結構ありますよね。今回も冊子を作成するのですね。紹介していただけますか。

事務局　　昨年度も作ったのですが、今年度は３章立てにしています。３章目に先生方が児童・生徒に指導していただけるような教材を紹介し、かつすぐ使えるように巻末に付けるＤＶＤに収録する予定をしています。パワーポイントでスライドを見せながら、どのように授業展開していくかというような指導者向けの指導の手引です。この実行委員会に入っている民間のＤＮＡさんやフィルタリングのデジタルアーツさん、グリー株式会社さんからセットもの、プレスリリースしたところの教材の３点セットを、生徒に見せる用と生徒に書かすワークシートと先生用の虎の巻をＤＶＤの中に収録していろんなアプローチの仕方で、ＤＳ用のゲームをする場合の注意ポイント、ソーシャルゲームの注意ポイント、スマホの注意ポイントなどすぐ使ってもらえるように盛り込んでおり、各府内の小学校・中学校・高校に配布する予定です。対象は小学校高学年からが多いです。

部会長　　何ができるか、予算の関係もありますが、民間では１千万ぐらいかかるので、なかなか難しいと思います。３・４年生対象の何かできればと思います。みんなで考えてやれば良いと思います。

委員　　　作ってどれくらい活用されるのかな。以前山ほど作ってきましたが、校長室の本棚に収まっています。把握しようと思ったら青少年課ではしにくい。方法はいくつかありますが、教育課程実施状況調査というものがあるから教育委員会と連携しておれば、質問項目の中に１個ぐらい入れてもらえる。安全教育の観点で入れてもらうとか。

事務局　　小中学校課の主催の会議で市町村教育委員会の生活指導の先生を集まる会議などに呼んでいただき説明をさせていただいています。なかなか末端までは行きわたらない。

部会長　　栃木県へ行ったのですが、栃木県ではこの教材は良い教材だと言っていました。口コミで広がっていくので、目にしてもらったらよいですね。

委員　　　目にしてね、いいなと思うでしょ。ここでいつかやりたいなと思うけど、学校現場に行ったら、いつ、だれが、どの時間に、どういうコンセプトでという次の一歩がいるのです。それは学校として動かないと前へ動かないから、やはり校長なのです。大きな事件が起きたら、一番困るのは校長・教頭でしょ。だから校長研修などそういうところを活用するとかね。

部会長　　まず、小学３年生・４年生ぐらいができるようなものを１年かけて、予算のなかで何かやれるように考えていきたいと思います。他に何か、保護者も一緒にやっていくことで、ご意見はありませんか。

委員　　　現場もおろし方を間違いないようにやっていかないといけない。私学にも校長会などがありますので。

部会長　　最後に、見守り・相談体制ですが、前回、警察の方にも相談には乗れますと話がありましたが、このあたりについてご意見はありますか。

部会長　　子どもたちが救われるためにはどうしたらよいか。本当に考えていかないといけない。

委員　　　教育センターは、開いているけれども、おそらく教育センターがそれについて、具体的にどうこうしなさいと言えないので、切り分けてさばいていく機能が必要だと思う。教育センターは基本的にいじめなどでスタートしているから、具体的な方策を、どのように対応したらよいのかわからないので、それについては、専門家へつないでもらうことがよいと思います。

部会長　　「＃９１１０」や「１８８」だけでも救われる子がいますよね。

委員　　　ＬＩＮＥで困っていて逃げたらいじめられるとかで困っている人が多くいると思います。それを教育センターで受けてどこかへ繋いでいく。教育センターで対応できる部分とできない部分がありますから。

部会長　　警察も対応できない部分もありますよね。そのあたりの切り分けができるという部分と子どもらへの周知方法をもう少しわかりやすくしたほうがよいと思います。

委員　　　教育センターは午後６時以降、ＮＰＯに繋がりますよね。そのＮＰＯもきちんと対応していますよ。

部会長　　２４時間対応なのですね。そこでは、ネットに特化した内容は困るのですね。犯罪系は＃９１１０、法律系はここというように切り分けができればよいのですね。

部会長　　事業所のなかで、民間で相談できるところはあるのですか。

委員　　　事業者では青少年の専門の窓口をつくっているところはないですが、一般的な相談窓口はあります。主には消費者センター系の相談が多いです。覚えのない請求がきたとか、請求額に納得がいかないといった相談が多いですね。

部会長　「１８８」に電話をすると、最寄りの消費生活センターに繋ぐので、郵便番号を入力してくださいと言われます。郵便番号を入れて「＃」を入力することになっています。ただ、子どもらは郵便番号を知らないのです。「電話をかけたけどダメでした」と言っていました。

委員　　　ヤフー知恵袋みたいものは良いと思います。若い子は良く利用していると聞きます。質問を投げかけたら、すぐ答えが返ってくるような感じです。

委員　　　自分がきちんとしていて、被害にあったら学校の先生に相談すると思いますが、いけないことをしている子にとっては、公に相談できないことがあります。

部会長　　１８歳以上と偽って年齢詐称しているとか、アダルトサイトを見たとか、出会い系サイトでトラブルにあったとか、そういう場合は、学校の先生に言えないので、警察など第三者に行きたがる場合がある。

委員　　　子どもたちは教育センターや教育委員会に相談すると学校にばれてしまうという認識があるみたいです。それに属しているのだけれど子どもたちの目には独立しているように見えるほうが相談しやすいようです。

部会長　　子どもたちにそれはどこかと聞くと「警察」と答えました。学校に言うと親にすぐに伝わりそうだが、警察はプライバシーを守ってくれそうだから、と相談相手には教師より警察が選ばれているようです。

府警本部　中身にもよりますが、基本的にはプライバシーは守ります。被害は具体的にあるのであれば当然受けますね。

部会長　　そのあたりの踏込みは大事なことであり、将来的には、相談員の質の向上ができればよい。ネットのことがわかった相談員がいればよいのですが、なかなか難しいですね。

委員　　　分からない場合は専門家に対応してもらう。専門家はプロですよ。適当なことは言えないので。

部会長　　専門家は警察ですか。

委員　　　警察でしょうね。

府警本部　最近の犯罪は、サイバー系が多いので、ある程度一定のスキルはみんなが持つように共有していますのでそれなりの知識はあると思います。ただ警察は犯罪系ですので。

部会長　　警察にネット依存を相談されても難しいです。そこは切り分けして、整理する必要があると思います。

委員　　　私の学校でも、警察の方に入学者に対して、「たばこはだめですよ」、「薬はだめですよ」、自転車事故が多いときは「自転車はこうですよ」といったいろんな講演をしていただいています。その時にビデオを見せて頂きます。それのサイバー系やスマホ系はあるのでしょうか。

府警本部　ニーズに応じて実施します。

委員　　　それは良いと思いますし、ドコモさんに実施していただくこともあります。結構学生は興味を持って聞きます。

部会長　　兵庫県警は、年間６００回ぐらい講演などを実施しているそうです。警察が来てくれる場合はニーズがかなりあります。とくに学校のニーズは大きい。ただ、人員の問題があって、それにかかりっきりになってしまいます。

委員　　　優先順位だと思います。たばこなのか、薬なのか、スマホなのか

部会長　　今はなんですか。

委員　　　スマホでしょうね。

部会長　　もし教材が難しかったら、私の方のノウハウや教材を提供させていただきます。岡山県の警察にも提供していますし、栃木県や鳥取県からも要望があります。大阪のためになりたいと思っていますので。

府警本部　ゲーム会社やＳＮＳの会社などに協力を得て資料等をいただいています。具体的には、ＬＩＮＥのしくみはどうなっているのといった内容などもあります。

部会長　　そういうこともありそうなので、みんなでできることをやっていきたいと思います。

部会長　　ほぼすべてについては網羅できたと思います。その他、何かありますか。

委員　　　今の話の関連でひとつお聞きしたいのですが、教育相談のカードを毎年配っていますか。

府教委　　最近では新入生のみに配付しています。

委員　　　大きな問題が起きたときに配布するという感じですか。すこやか教育相談にかけづらいと聞いています。平成１７年ぐらいにつくったときは宮本恒靖選手のものです。これには、大阪府教育委員会や教育相談と記載があります。子どもたちには、人気があったので捨てなかったそうです。取り合いにもなりました。中身を工夫しないといけないと思います。

委員　　　明るく訴えていかないといけないと思います。有名人を起用するなど。

部会長　最後に、次への展望など言っていただきたいと思います。

委員　　　前から考えていたのですが、将来的には大学のなかで教員になっていく学生たちが、こういう問題に接して、現場を出て教えることができるような土壌を作っていきたいと思っています。情報機器の操作という必修科目があるのですが、その中にソーシャルワークとかモラル的なものを必修化できるような方向でできないかなと思っています。最初は教材を作ってみんなに見てもらって感想を述べ合うことから始めたいと思っています。

委員　　　このような問題は保護者や家庭に一番原因があるのかなと思います。少しでもこの場で議論したことが家庭やこどもたちに有意義なことになればと思います。

委員　　　事業者としても引き続き、店頭での対応・啓発に取り組んでいきたいと思います。

委員　　　どんどん進んでいるなと思います。今後、それ以上に進んでいくのだろうなと思うと憂鬱にもなります。子どもたちのほうが進むのはとても早いですね。今後も勉強していきたいと思います。

委員　　　「大人が変われば子どもも変わる」とありましたよね。少し変わってきて、大人も子どもも一緒に変わらないと。学校の影響力が強いので、この三者が一緒に変わらないと無理だと思います。

部会長　　研修などに呼ばれたとき、１年くらい前までは、先生方に、「スマホ等の問題は買い与えた保護者の問題で、それを学校に押し付けるな」等、よく言われましたが、今はほとんどなくなりました。先日、岡山県では「親の問題もあるけれども学校も一緒に考えないといけない。社会の問題だ」と言う先生がいました。時代が変わったと思いまた。しかし、とはいえ、学校はいじめや学力問題などで忙しいのが現状です。一足飛びには難しいです。

　　　　　次回は、最後の特別部会となります。3月の審議会に報告する特別部会のこれまでの審議内容をとりまとめた案を提示させていただきます。限られた予算のなかで、どのようなことができるのか、議論していただいて、ご提案していただきたいと思います。

事務局　　竹内部会長、長時間議事を進行して頂きましてありがとうございました。次回の特別部会は、平成２８年２月２４日水曜日の１０時からこの審議会室で開催させて頂きますのでご出席の方よろしくお願いいたします。それではこれをもちまして第２回大阪府青少年健全育成審議会特別部会を終了させて頂きます。本日はどうもありがとうございました。